

過疎・南部地域振興対策特別委員会記録

開催日時 平成23年11月28日(月) 13:03~16:04

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

山本 進章 委員長
岡 史朗 副委員長
太田 敦 委員
田中 惟允 委員
浅川 清仁 委員
辻本 黎士 委員
秋本登志嗣 委員
山下 力 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 畑中 南部振興監
武末 医療政策部長
富岡 農林部長
浪越 産業・雇用振興部長
石井 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 11月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○山本委員長 それでは、ただいまの説明、報告及びその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○川口委員 いつも親切に事前の説明をいただくわけですが、南和医療にかかわってはあまり親切な説明をいただかなかった。とりわけ関係市町村の声も私の耳に届いておりますから、その旨を武末医療政策部長と中川地域医療連携課長に少し申し上げた。この資料を見て、私が関係市町村から聞いている内容に不満が示されているわけです。その不

満をいみじくも申し上げておいた。だからその不満を聞くのが嫌だから恐らく説明にも来なかったのだろうと思います。一部事務組合の設置について他の委員は取り上げませんが、協議会の設置について。13市町村、委員の構成は、各市町村とも議会側から1名ずつと、こういうことになっています。これでは不均衡で、つまり市は1つだけですから五條市は1人、けれども、負担割合は大体3割です。そういう、協議に参加するメンバー、これはぎくしゃくした形で多数決でお決めにならないのだろうと思うけれども、同じ地域だから。それにしても市と村とは、自治体としては対等の立場ではあろうとは思いますが、量的なかかわり合いにおいて少しは人的な配慮をなされなければならないのではないかと。これが大体常識です。

だから五條市は特に1、十津川村も1、野迫川村も1、そういうような、一部事務組合のメンバーの構成の立ち上げではいかがなものかと思う。だから五條市が嫌だと言った場合、これは成り立つのですか、県議会の議決事項になっているようですけど。私も多分少数派だと思います。少数派だと思いますけれど、県議会が、あなたの説得で皆大体、すべてではないわけけれども、おおよそ多数決をうまくまとめらるだろうと思うけれども、五條市が嫌だと言った場合に、これはどうなるのかということだけ聞いておきたい。いずれにしてもバランスをもっと考えなければいけない。負担は指数を設定する、会議に出る出席は大きな自治体も小さい自治体も1人ずつ、これはいかがなものかと。

そしてもう一つは、これは秋本委員も先般の会議でおっしゃっていた。関係する病院の設置場所から、県議会議員が3人出ていると。五條市1名、吉野郡2名。この3名とも地域医療を守るということで、県議会の立場から地域の代表としていろいろ積極的、建設的な貢献をしないと、こういう思いを持っておられるわけだから、3名加わってもらったらどうか。医療体制の構築に、その思いの大成につながるのではないかとということを彼は言っていたし、私も今申し上げている、あるいは以前にも申し上げた。ちょっと対応が冷た過ぎるのではないの。これを申し上げておきます。

○山本委員長 申し上げておくって。

○川口委員 申し上げておく。

○山本委員長 回答はよろしいですか。

○川口委員 回答はいい。申し上げておく。これでそのままお出しになるなら出したらよろしい。しゃべりますよ。

○山本委員長 委員の発言ですので、対応をしっかりとしてください。

ほかにございませんか。

○太田委員 数点にわたって質問させていただきます。先ほど説明がありましたけれども、大滝ダムの供用開始に向けた試験湛水の問題でございます。ここは、先ほどご説明の中でもございましたけれども、さきの台風12号で国道169号の上から長さ大体500メートルで幅200メートルぐらいの山腹の大半が大きく崩れるという現場も含んでいる地域でございます。崩落箇所は危険区域にも入っていなかったということでもありまして、ここは住民の不安が非常に高まっているのではないかと思います。国からは、試験湛水につきましてはオーケーが出たということでございますけれども、住民の皆さんの中では不安の声も私のところには届いているわけございまして、住民合意という点でどのような取り組みがなされているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

そして、さきの9月議会におきまして今井議員から主に熊野川の電源開発や関西電力の発電用ダムについて洪水時の調整機能がないということで、これについての治水利用のあり方、また、検証が必要だということを質問で取り上げましたところ、知事の答弁からは、今後、国において検討が行われるものとするが、県といたしましても、電力事業者からの発電用ダムの洪水の状況について、今後のあり方について検証を行っていきたいという答弁がございましたので、この点について、その後どのようなお話し合いがあったのかについてお伺いをしたいと思います。

同時に、このときに五條市大塔町で水力発電用の篠原堰堤の自動放流で人が流されたというお話も取り上げさせていただきましたけれども、その点についても県でご回答があれば答弁をいただきたいと思っております。

そして次に、曾爾村、御杖村の農業被害の問題についてでございますけれども、私がさきの予算審査特別委員会の中で質問させていただきましたところ、台風12号の被害で曾爾村、御杖村のビニールハウスの被害が非常に広がっているということでございまして、そのことについて県に質問させていただきましたところ、いろいろな対応策もあるとは聞いているけれども、経営再建に必要な追加の支援策について被災された方々の立場に立ってニーズを踏まえながらスピード感を持って検討してまいりたいと、こういう答弁がございましたので、その後、どのように対応されたのかについてお伺いをしたいと思います。

そして最後に、先日、天川村に行ってみまして、ここで、住居についてはその村の支援策があるわけでございますけれども、例えばペンションを営んでいるとかコンニャク工場を営んでいるとか、こういうところにつきましては非住居ということで倉庫と同

じ扱いで支援の手が行き届かないというような実態を目の当たりにしてきまして、ぜひ台風の復興に向けて、こういったところも支援の手が必要ではないかと考えますが、その点についても県の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。以上でございます。

○清水地域政策課長 大滝ダムの試験湛水の実施に当たりまして地元への対応でございますが、国から、地元、川上村に対しまして試験湛水の実施に当たりましては、安全性の確認も含めまして十分な説明を行い、了解を得ていると聞いております。以上でございます。

○大野河川課長 2点ほどご質問がございました。まず、9月議会におきまして今井議員から、発電用のダムの連携管理、また、治水利用のあり方ということで、どのように取り組んでいるのかというようなことでございます。また、国へどのような要望をしたのかというようなご質問でございます。ダムにつきましては、国土交通大臣が承認を行って国が河川管理者として指導、監督を行っているということでございます。また、台風12号で下流に大きな被害が出たことから、発電用のダムの治水利用のあり方、また、連携について検証をということを行ってまいりました。具体的には、10月下旬にダムの管理者である関西電力、また、電源開発の電力事業者からダムの操作がどんな状況であったのかということについて聞き取り調査を行ったところでございます。その内容につきましては、5日間で総雨量が1,000ミリ、地域によっては2,000ミリということを観測したことから、過去最大級の流入量を観測して相当の放流を行わざるを得なかったというような説明を受けているところでございます。

それと新宮川水系でございますが、河川及びダムの管理におきましては複雑な状況になっておりまして、上流の河川は奈良県、また国、下流におきましては和歌山県、三重県、一番下流端はまた国というぐあいの4者で管理をしておるところでございます。また、ダムにつきましても各施設を国、電源開発、関西電力の3者が管理をしていると、一つの水系で目的ごとに複数の管理者が存在しているという複雑な管理体制になっているところでございます。こうしたことからダムの放流による被害を軽減する、また、利水ダムにおける治水機能についてどうあるべきかということで要望しているところでございます。

先ほども南部振興監からのお話でしたが、10月31日に開催された台風12号による紀伊半島南部の災害復旧・復興に係る3県の合同会議において提案したところでございます。国、3県が一体となった熊野川の共同管理ということで、今後ダム管理者との情報の共有や連携について取り組みを推進して、地域住民の方々の安全・安心な生活を確保していきたいと考えているところでございます。

それともう1点、篠原堰堤についてご質問がございました。まず、篠原堰堤の現況をご説明いたしますと、五條市大塔町篠原地区に国に設置の許可を受けまして昭和12年12月に関西電力が設置し、管理しているものでございます。堰堤の高さは約7メートルで、上流にたまった砂を流す排砂門はあるのですけれども、基本的に水量が増加すれば自然に堰堤の上を水が越えていくと、いわゆる洪水用のゲートというのがない構造になっております。そのために、洪水調節というのを行われません。サイレンやスピーカー等を下流には設置しておらないというような状況になっております。

この排砂門といいますと、そんなに大きいものではなくして、高さが1.7メートル、幅が2.5メートルということで、堰堤の水位が上がると徐々に開いていくという構造になっておりまして、排砂門が一気に開いて下流に影響を及ぼすというような構造にはなっておらないというところでございます。水位が徐々に上がってきて、最近の豪雨によって急激に増水するということがございますので、その下流で一気に増水したことによって何かが発生したのかと考えているところでございます。内容については以上です。

○植田農業水産振興課長 先般の台風12号によります農業被害の追加の支援策についてお答えしたいと思います。

まず、損害を補てんするための農業共済制度がございましたけれども、早期の支払いを要請してきたところでございます。先般11月上旬までに共済金、約2,000万円が被災農家に支払われたところでございます。また、あわせまして経営再建に必要な追加の支援策といたしまして、倒壊したビニールハウスの復旧に対する助成事業、先ほど農林部長が説明いたしました、「11月定例県議会提出予定議案の概要」の4ページに計上させていただいております。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

○浪越産業・雇用振興部長 台風12号によりまして影響を受けている中小企業者の方々への支援でございますけれども、国では、日本政策金融公庫とか商工組合中央金庫におきまして災害復旧の貸し付けと企業債務の返済条件の緩和などの対応、支援策を行っております。県でも9月議会をお願いをし、また、補正でもお願いいたしました台風12号の災害復旧対策資金ということで、貸付利率1%と通常金利よりかなり低い形で融資の支援をさせていただき、さらに加えて、県制度以外の信用保証協会の保証貸し付けの融資枠の保証つき融資から借りかえをできるというようなこともさせていただきました。さらに、金融機関に対しまして既存の借入金の条件の変更等について柔軟な対応をしていただけるようにということで、文書でも要請し、10月には連絡会議を開きまして金融機

関に要請をしたところでございます。

あわせて、国に対して要望してまいりましたセーフティーネット4号の保証枠でございますが、要望どおりに1市1町8村の地域指定が受けられまして、ここで一応融資の対象の拡大をすることができます。これにあわせて、この1市1町8村の部分につきまして、台風12号の災害復旧対策資金、県の資金の対象にしたいと思っております。

それから、先ほどのペンションでありますれば、今お願いをしています宿泊施設ということの利子補給の対象になろうかと思えます。ただし、被害を受けておられるということの条件になりますけれども、以上でございます。

○太田委員 それぞれご説明いただきまして、まず大滝ダムですけれども、国からも地域の方々に了解を得ているような旨の答弁ありましたけれども、私もすっかり地元の方のご意見を伺っていきたいと思っております。本当に外から見ますと、あれだけの崩落が起きているダムでありますので、慎重の上にも慎重をと思っております。過去にも白屋地域や迫地域といったところでも地すべりが起きているということでございますので、こういったことも踏まえて安全の検証が必要だと考えております。

そして関西電力や電源開発のダムにつきましては、利水ダムということでございますので、河川を利用して利益を上げているという上で社会的な責任を果たす必要もあるかと思えます。篠原堰堤の問題でございますけれども、私も現場に行つてまいりまして、実際に大雨のときにここで流されたというお話も聞かせていただきました。以前にはここに人がいて、それで管理をされていたというお話があったのですけれども、無人になったという経過があるようです。ところが、無人になったときに、例えばサイレンであるとかスピーカーが設置されればよかったですけれども、それもされずに現在無人のまま置かれてるということでございますので、この点の経過についても、また今後教えていただきたいと思っております。

そして先ほどの農業のビニールハウスの被害についてでございますけれども、今回のこの議案の中で、復旧対策事業ということで農業ハウスの復旧に対する補助として、桜井市と宇陀市と曾爾村、御杖村で91カ所と書いておりますけれども、これは91の災害現場があった、そういうところに補償するという解釈でよろしいですか。

○植田農業水産振興課長 先般の台風でビニールハウス、合計643件、被害見込みが3,000万円ございました。しかしながら、その大半が数万円以下のちょっとした被害というところで、実質パイプハウスで全壊とか大破されたところが90カ所余り、そこで助

成を希望されている方、アンケートとりまして、その方々に対して助成するというようにしております。以上でございます。

○太田委員 ぜひ希望される方がこの事業によって、もう一度農業、ビニールハウスとして復活されることを期待しております。

先ほど産業・雇用振興部長からペンションのお話の中で利子補給ということでございましたけれども、今回、住民票のあるおうちには義援金であるとか生活支援金というのがありますけれども、地元の方のお話を聞きますと、その対象にならないところに何とか県の援助をいただくことができないかというお話があったわけでございますけれども、とりわけ、例えばペンションでいいますと、自分は母屋に住民票を置いていて、ほとんど大半をその民宿であったりペンションでお客様の世話をするために過ごしているにもかかわらず、そこが住居として認められないと、そして被災しても援助を受けられない、こういうケースもあるわけでございます、そういう点では柔軟な対応も必要ではないかなと思っておりますけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○浪越産業・雇用振興部長 宿泊施設の場合に例えば台風12号の資金を借りられます。1%の金利でございます。これに利子補給の1%をすることになりますと、5年間は無利子というような状態になります。そういった形で、補助金ではございませんけれども、無利子の貸し付けのような形が可能になろうかと思っております。以上でございます。

○太田委員 産業・雇用振興部長の方では、あくまでも融資という形でございますけれども、今回台風で被害を受けたところでお話を聞かせていただきますと、数百万円の単位で復旧のために資金が必要になっているということでございますので、ぜひこういった現場の状況も本当に制度に反映していただきたいと思っております。利子補給という形での融資ではなく、補助金をぜひ考えていただきたいと思っております。今後また私たちも、これから代表質問や一般質問の中で取り上げていきたいと思っておりますので、ご検討よろしくお願いいたします。以上です。

○山本委員長 ほかに。

○山下委員 2点ばかりお尋ねしたいと思っております。

まず1点目です。南部振興課及び観光局から風評被害等にかかわって、それを乗り越える積極的な対策を提示されていることに基本的には賛成なのですが、心配がございます。先週ですか、大雨によってまた赤谷の土砂ダムが越流いたしました。その際に警報が出なかったのか、避難勧告が出なかったのか、あるいは今後そういうおそれがないのかどうか、

このところをお答え願いたい。

特にそうした場合の警報の体制等々も含めましてどこまで進んでいるか心配であります。風評被害を除くために積極的な誘致対策をしながら、例えば通行どめに突然なるとか、通行どめの警報が聞かれなくて戸惑うというようなことは風評被害よりも大きなショックを観光客に与えるわけです。そういう対策も含めての提案なのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○畑中南部振興監 まず、今のお話は前回の大雨の話だと思いますけれども、記憶が少し定かではありませんが、警報が出なかったかと思っています。注意報はたしか出たと思います。それによりまして避難勧告と避難をしていらっしゃる方がいらっしゃいます。そういう意味で、土砂ダムの対応につきまして今、緊急対策をしていただいていますけれども、本当に水のある程度抜くような形の対策が進まない、委員がおっしゃったようなことが続くのではないかという心配をしているところであります。一つの対策で、通行に関しましては土木事務所で安全を確保できるような対策を当然とっていただいています。そういうことを踏まえた上での対応でございますけれども、通常のところに関しては一般車両も通行できるようになりましたので、十津川村等の観光客へのプロモーション等を今開始をしているという状況でございます。以上でございます。

○山下委員 そうだろうと思うのです。が、しかし、降雨による土砂ダムの安全性というものはどういうものなのか。警報が出た、注意報が出た、あるいは通行どめにするような事態に至らないという保証はないわけです。そうすれば、例えば今、十津川温泉への積極的な観光客の誘導を県がやっているのかどうか。このところは、一度そういう事態になれば風評被害は倍増しになっていくのではないかということを含めまして、その安全性について心配しているわけでありまして。そんなことに配慮しなくてもいいのかどうかだけ念を押しておきたいと思います。

○畑中南部振興監 その点の配慮もしながら十津川村に観光客の誘致を図っていきたくも思っておりますけれども、今、委員がおっしゃられたことは、当然そういう心配もあるわけですので、その対策を土木部とまた協議しながら十分な対策をとってまいりたいと思っています。以上でございます。

○山下委員 相当熱を入れてキャンペーンをなさる、そういう意欲が一方ではありますから、かえって心配なのです。十分な対応をしてもらいたいと思います。

あと1点です。先ほど川口委員からの提案で聞き捨てならないことがございます。南和

の医療等に関する協議会の議案を11月議会に提案するという前提で今、事前協議の提案をなさっているわけですね。その際に、この提案書に書いてあるような中身では、例えば五條市が嫌だということになればどうなるのかというような質問がございました。そのご回答はないわけですが、ここに出されている原案といたしますか、県の議案は、少なくとも関係市町村の協議を得て出されたものだと理解しているのですけれども、それでいいのですか。

○中川地域医療連携課長 今ご提案させていただいております南和の医療等に関する協議会の議案でございます。11月7日に南和の医療等に関する協議会で、奈良県知事をはじめとしまして南和1市3町8村の首長でご議決いただきまして、各団体の方で12月議会でお諮りをお願いしているものでございます。以上でございます。

○山下委員 ならば、例えば五條市が、例えば何々村がこの案であれば承服ならないというて撤回される、そんな不細工な話にはなっていないのですね、再度念を押しておきます。

○中川地域医療連携課長 南和に医療等に関する協議会でございますけれども、1市3町8村の各首長、知事も入っております、その中の協議会でこの原案で各団体にお諮りされるという形で、団体の方で議会と今調整いただいている状況でございます。以上でございます。

○山下委員 では、協議会ではこういう原案としてまとめたけれども、まだ各構成団体、各市町村では、それは了解されてない、そういう仮説の案でございますか。

○中川地域医療連携課長 協議会は首長に集まっております。それで、これをもって各団体の議会で議決を諮っていただく形で今進めているところでございます。

○山下委員 では、県議会における提案は、その各団体の議決を待ってからにすべきではないのですか。

○中川地域医療連携課長 奈良県議会につきましても一部事務組合の一員でございますので、各団体と同様に並行的に議会でご議決いただくという形で今後提案させていただく予定でございます。

○山下委員 ならば、再度念を押すわけですが、どこかの団体がこの原案を否決する、あるいは議会等でまとまらないということになれば、この原案は撤回されるわけですか。

○中川地域医療連携課長 事務的には、この原案をもちまして総務大臣に一部事務組合の設置を申請をする予定でございます。ただ、今、山下委員がおっしゃったようなこととなりますと、一部事務組合の1市3町8村、県と含めまして、その中に1団体が漏れるとい

う形で申請するかどうか、ちょっとそこはまだですけれども、この形で進めさせていただこうという形で各団体で今、議会とご協議いただいているという状況でございます。

○山下委員 そうすれば、どこかの団体がもし抜けたとしても、県としてはこの案で国へ承認を求めていくと理解していいのですね。

○中川地域医療連携課長 最終的に県も市町村も皆一緒でございますので、例えばどこかの団体の方で否決されたということになりますと、もしもそういうことになれば、再度協議会等を開いて対応を検討するという形になると思います。

○山下委員 いや、協議会がもう構成されているわけでありまして、それなりの協議が重ねられてきました。そしたら今、地域医療連携課長がおっしゃったように、どこかの団体がこの原案の了承を議会も含めてとれないとしたら、それは再協議するということになるのですか、内容も再検討するということになるのですか。その場合には、県議会においても、この内容を変更すれば再度議会に議決を諮るということになるのですか。

○中川地域医療連携課長 そういう1市3町8村、県議会も含めましてご議決いただくつもりで今進めているところでございまして……。

(「煮詰めてから提案しろよ、煮詰めてから」と呼ぶ者あり)

その協議等につきましては、今のところまだ想定をしておりませんでございまして、とにかくこの原案で各団体でご議決願うという形で今進めているところでございます。

○山下委員 いや、協議会の構成としては、県もその一員だと、こういう立場はわかりません。ただ、国への申請は県がやるわけでしょ、県を通してやるわけでしょ。

○中川地域医療連携課長 総務大臣に申請させてもらうのは、1市3町8村、知事の連署によって行う予定でございます。

○山下委員 わかりました。

○山本委員長 ほかに。

○田中委員 数点質問をさせていただきます。ご答弁いただける人がいないところは、南部振興監、ひとつどうぞ心を込めてご回答いただきたいと思います。

まずお尋ねしたいのは、公共建築物等の木材利用促進法という法律が成立しております。平成22年5月19日に成立して26日に公布、10月1日施行ということで、実は農林水産省の木材利用における林野庁施策の動向という資料を持ち合わせておりまして、いろんなことをお書きいただいております。この法律によって国はどのような木の使い方をするかということを企画、利用の仕方の計画をつくと決められておりまして、地方自治体も

あわせてそういう計画をつくりなさいとお勧めになっております。以前に奈良県もこの計画をおつくりいただく必要があるし、もうでき上がっておりますかということをお尋ねしましたが、目下調整中でございますというお話でございました。その後、この利用計画について奈良県の計画はもうでき上がったのでしょうか、どうでしょうか、お尋ねいたします。

○七尾林業振興課長 委員お述べの公共建築物等の木材利用の促進に関する方針ですが、今現在その策定をすべく進めているところでございます。県民の利用頻度の高い公共建築物の木造化や内装の木質化については、県民の方々に木のよさを知っていただく機会がふえ、民間建築物における木材利用を促進する効果も期待できるため県としては積極的に推進する考えでございます。

今、さまざまな解決すべき問題があります。具体的には、供給者側の課題と発注者側の課題がございます。これらを持ち寄りまして今現在進めているところでございます。以上でございます。

○田中委員 奈良県は林業県だという意識は、県民の方ですとか、特に南部地域の方はそうですが、県民の方ですとか行政の皆さんもそのように思っていると思うのですが、奈良県は林業県なののでしょうか、改めてお伺いしておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○七尾林業振興課長 県下の森林面積は県土の8割を占めております。林業は昔から盛んでございます。特に吉野地域におきましては、吉野林業、日本で最古の人工造林をつくって林業として栄えてきたところだと思っております。現在におきまして、全国的に見まして戦後植えた木材がどんどん伐採時期にかかっております。奈良県の場合は、密植、多間伐、長伐期施業ということになりまして、その年度には至っていない木が多くございます。また、育成途上の木も多くございます。それと全国的に安い木がどんどん伐採されるようになっておりまして、木材価格も下がっております。林業県ではありますが、どんどんそういうところからはおくれしていくような状況になろうかということが懸念されますので、昨年条例をつくりまして、今後は間伐材を伐採して搬出をして利用していくということを主眼に置くように道づくりから始めてまいろうということで、現在進めているところでございます。以上でございます。

○田中委員 今の質問、南部振興監、林業県だと思いでございますか。

○畑中南部振興監 林業県かどうかというご質問でございますけれども、南部地域にとり

まして林業は産業としての価値、立場、位置づけとして非常に重要だと考えてございます。以上であります。

○田中委員 木材の利用計画について、都道府県では既に34道府県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、これだけの道府県が既に計画をおつくりいただいているのです。で、55市町村も既におつくりになっています。平成23年10月19日現在だそうです。この資料をおつくりになったのは林野庁、どこでこの資料を提示されたかといいますと、木材を活用した学校施設づくり講習会というのがございます。

そこで教育委員会にお尋ねするのですが、先日、教育委員会にこの資料一式を資料提供しました。農林部とご相談いただけでしょうか、お尋ねいたします。

○山本委員長 教育委員会はいない、所管に入っていない。

○田中委員 いや、教育委員会はおられるでしょ。教育委員会、学校教育課がおられるでしょ。

○山本委員長 失礼。

○松尾学校教育課長 学校教育課が入ってございますけれども、学校の建築につきましては、学校教育課は所管しておりませんので、今のお尋ねの件につきましては所管外ということで、お答えできないような状況でございます。

○田中委員 教育委員会にこの資料一式お渡ししたのですが、いろいろな形の説明がなされております。そして既に学校で木を使いましょうということは、県とか市町村にお話をなさっているのではなくて、施工業者ですとか設計会社ですとか、そういう方々に、どういうふうにしたら学校で木を使って学校の機能として子どもたちによりいい学校づくりができるのだという説明を既になさっておられるのです。

木材を利用した学校施設づくりというのは、これはもう去年に林野庁も、文部科学省も含めてこういう説明をなさっておられるので、利用促進法についてもことしの春までに奈良県はお話を聞かれていると思うのですが、そういう説明はお聞きになっておられませんか。利用しなさいよ、計画をつくりなさいよということの説明はお受けになっておられませんか。受けておられますか。

(「担当が来ておりません」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 担当が来ておられないから。

○田中委員 いや、農林部のご答弁をお願いします。

○七尾林業振興課長 利用を促進するということでは、説明を受けております。今現在、県と市町村、木材関係団体、建築関係団体とで構成します木造・木質建築物等整備促進連絡会議を開催しまして、供給者側、それから発注者側、その発注者側の中には学校営繕といますか、市町村の営繕の担当者の方にも入っていただいて、どうすれば使えるか、実質的な協議を重ねているところでございます。

○田中委員 それでは、そういう会議は何度ぐらい開催されましたか。

○七尾林業振興課長 現在2回開催しております。そのほか、県の中でも営繕部局、管財部局、そういったところとも協議しております。

○田中委員 本来、南部振興監もお話しになったように、奈良県は林業県だという意識があれば、率先してこういう計画はおつくりいただくのが筋だと思うのです。にもかかわらず、今先ほど申し上げましたような30幾つかもの道府県がもう計画をおつくりいただいているのに、林業県であるご認識があるにもかかわらず、こういう計画書ができないということに非常に不安感、不信感を正直申し上げて抱いています。これは今改めて農林部の方々に学校づくりについての資料をご提供申し上げますので、後でゆっくり、しっかりごらんいただきたいと思いますが、これは奈良県としても木質を利用して子どもの安全とか、それから心にまで影響を与えるような木の使い方というのができるのだというところからスタートして、教育委員会当局も積極的に、文部科学省がこれをお進めになっているのです。設計業者にこういう設計を描いたらいいですよということを具体的にご提示なさっておられる。そこまでされておりながら教育委員会が積極的な姿勢をお示しにならないという事は、これは極めて遺憾なことだと言わざるを得ません。

だからそういう意味で、ぜひとも学校の木造化でありますとか木質の利用でありますとか廊下とか腰板とかいろいろな形で利用されて、古い木造校舎の再利用についてもどういうふうにご利用したらいいかということを含めて、こういうことは具体的に業者にまで教えておられるのです、国が。その真ん中であって奈良県が何もしてないということでは、まだできていないということでしょう、何もしてないと言うたら、会議2回やりましたと言われるだけです、具体的な形にすると。それでは成果が上がっているとは残念ながら思えないと思いますので、少し厳し目でございますけれども、あえて率直にお話を申し上げました。

この木の使い方というのは、学校だけにかかわりませんで、同じこれは愛媛県で木材を活用した学校施設づくりの中で、徳島県は公共部門で県産材の利用を進めていますと。戦略目標として、公共部門における1.2万立方メートルを10年後には2.4万立方メートルに倍増させるのですと、こういう形で目標を定めておられる。これも言ったら彼らは彼らなりに努力しているというところを具体的にお示しになっているのです。その中で、土木工事での県産材の利用も含めてお書きになっています。

そして既に申し上げた点で、宇陀土木事務所でガードレールに木を使って見本的におつくりになったのですけれども、それをもっと広く普及してくださいということを申し上げました。その後、農林部は土木部とご相談いただきましたでしょうか。どこまで成果があったでしょうか。京奈和自動車道の五條道路のところで防音壁だといって木を少しばかりお使いになりました。10メートル前後だったと思うのですけれども、その程度ではとてもではないけれど、防音効果のあるなしを判定することは難しいです、せめて何百メートルぐらいかを木質で防音壁をおつくりいただいたらいかがでしょうかということをこの委員会でお話ししましたが、そういうことについてご検討いただけましたでしょうか。ご担当、どなたかお答えいただきたい。

○山本委員長 土木はどうですか。

○中芝土木部次長（技術担当） 申しわけございません。今の案件につきまして、資料等ございませんので、整理させていただいて、ご報告させていただきたいと思います。

○田中委員 東京都は、歩道と車道を区分けするガードレールを木の丸棒でおつくりいただいています。東京都がですよ。青梅の方の山から出した木を使ってそういうことなさっておられます。徳島県はたいこに割った丸太をガードレールに使っています。何千メートルという距離を、木製ガードレールとここに書いてあります、5,313メートル、平成16年から平成22年にわたって。奈良県は木製のガードレール、どのぐらいできてますか。その後、全然進んでいないのではないのでしょうか。一部、奈良公園の知事公舎のところでおつくりいただいています。その程度ではないのでしょうか。ほかに、いや、何百メートルも、1,000メートルも使っているというところがあったら教えてください。どなたでも結構です。

○山本委員長 資料がないのでしょ。土木部次長、ないのでしょ。

○中芝土木部次長（技術担当） 済みません。

○田中委員 もう一つ、お尋ねします。

たしか宇陀市も南部ですよ、南部ですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

南部で県道及び国道でその規格に達していない路線、箇所というのは大体どれぐらいあるのでしょうか。

○山本委員長 何を達していない箇所。

○田中委員 道路規格に達していない県道でありますとか国道は何路線、どれぐらいの箇所あるのでしょうか。

○山本委員長 中芝土木部次長、意味わかりますね。

○中芝土木部次長(技術担当) 規格といいますと、改良とか未改良と、そういう意味でございましょうか。

○田中委員 何も規格をつくらずに県道をご指定になっているのですか。国道というのは、ここからここまで線引いて、はい、これは国道ですよ言うたら、それは国道になるのですか。そんなことはないでしょ。国道は国道の規格があつて、幅何メートル、そういうものがあるはずですが、それはご存じないですか。

○中芝土木部次長(技術担当) 基本的に国道、県道とございまして、道路の機能によりまして分離をさせていただいております。そしてまた、今、委員お述べの幅員等につきましても規定はございますが、その中で改良済み、未改良という、道路の整備事情によりまして道路幅員もいろいろなケースがございます。そういう中で、もとより南部につきましても鋭意道路を改良する意味で努力はしているところでございます。

○田中委員 2トン車が通行するのに精いっぱいのような県道でありますとか国道でありますとか、改良、未改良だという言葉だけでは、これは正しい表現ではありません。未改良ですと言うけれども、実際は狭い道でトラックの2トン車が精いっぱいだった、対向車に出会ったら片方が何百メートルか後ろに下がらなければならない、こんな道路は県道でありますとか国道でありますとか、そういう規格から考えますと非常におかしい道路だと言わざるを得ないと思います。そうでしょ。そういう箇所が幾つもあるのです。そういう箇所があるのを、早急に県道なら県道、国道なら国道としての規格に合う道路に早く整備すべきだと思うのですが、それについて異論はありますか。そういうことする必要ないと思われませんか、お尋ねします。

○中芝土木部次長(技術担当) 今、委員お述べの道路の整備、確かにおこなわれているとは我々認識をしております。そういう中で、先般来、道づくり重点戦略というものをつくり

まして、選択と集中ということで緊急度の高いところ、優先度の高いところ、そういうところから一生懸命取り組んでいるところでございます。我々土木部といたしましても、道路整備、本当に重要、必要であると考えております。

○田中委員 南部振興というのは、南部を振興させよう、光を当てようというのが南部振興ですよ、南部振興監。だけれども、うわさ話としてお伺いしたら、何か宇陀地域は、南部地域の中に入っているのだけれども、灯を消してやろうかという動きがある。

（「ゆゆしき問題や」と呼ぶ者あり）

ゆゆしき問題ですよ。

（「だれが言っているのか」と呼ぶ者あり）

とんでもないことだと思っています。

以前に高校再編がありました。十津川高校を残していただきました。非常にありがたかったですし、へき地と言っても生徒数の少ない大宇陀高校も残していただきました。山辺高校も学校という形で残していただきまして、非常にありがたかったと思っています。しかし、きょうは警察の方がおられませんので南部振興監にお尋ねするのですが、宇陀地域で一昨年でしたか、不審火だと申し上げていたのですけれども、放火事件と宇陀の消防関係者の人がおっしゃるので、あえて放火と言ってもいいと思います。11件を超える放火事件がありました。ほかの地域ではそういうことはなかなかあり得ない。けれど、その後、犯人を検挙したかといいますと、そうは言ってない。この中で、宇陀警察署、桜井警察署と再編するのだから、これも一つの灯を消している話です。安心と安全とおっしゃっていただけますけれども、安心・安全どころか、不安と不信を生み出すような施策をこれからなさろうとしている。それはその地域に住む人たちにとって、それは当然でしょと言えるでしょうか。それが南部振興の施策だと言えるでしょうか。

南部振興監、南部地域の気持ちを酌んでやろうと一生懸命働いていただいていることはよくわかりますけれども、逆に言うと、県庁の幹部の職員でいらっしゃいます。どちらに軍配を上げられますか。いや、我々の仲間、県警本部長の言っていることに軍配を上げるよ、宇陀で事件、事故が起こったって、放火がたくさん起こっても、そんなことは合理化の中に埋没させてしまったらそれでいいのだと思われませんか、お尋ねします。

○畑中南部振興監 今の警察の合併の件のお尋ねだと思うのですが、詳細について、今理解してございませんので、大変申しわけないのですが、また改めてよく理解した上で判断していきたいという考えでございます。

東部地域につきましても、先ほど南部振興地域の一員ではないかとおっしゃいましたが、確かに東部地域につきましてもその一環でございます。その意味で東部地域の振興等につきましては我々も一生懸命努力をしてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い致します。

○田中委員 うわさ話ですので、まだ議案も何も出されていないし、報告を受けるのか受けないのかもわかりませんが、県は、警察だけではなくて、ほかの出先機関も再編するのだというような動きがあるようにうわさ話として伺います。土木部次長、地域の土木事務所長に残す必要があるか、残さなくてもいいという状況にあるか、そういう問いかけのされ方、聞き方はなさいましたか。

○中芝土木部次長（技術担当） いえ、私の方からはしておりません。

○田中委員 うわさ話ですから、あくまでもうわさ話の域を出ませんけれども、土木部の再編は、南部地域の振興に関して灯をともしことをなさろうとしているのですか、灯を消すことをなさろうとしているのですか。私には灯を消す作業を今なさろうとしているとしか思えないのです。農林部だって何も関係ないというわけではありません。ほかの部、福祉関係だって関係ないということではないと思います。県の出先関係です、南部振興だと片方でアドバルーンを上げておいて、片方でいろいろな出先の事務所、合理化だ、人件費節減、間接費節減だ、えい、もうあそこをもぎ取ってしまえと、そんなことをしていることと実際やろうとしていることとは真逆のことをしようとしているのではないですか。南部振興監、いかがでしょうか、それはいいやり方だと思いますか。

○畑中南部振興監 今、委員からうわさ話として話がございましたけれども、土木事務所の再編について、我々詳しく所管をしているわけではございませんけれども、いろんな意味で地域の再編が必要であるのかと思いますけれども、土木事務所に限らず、地域の必要のためのそういう部分については地域振興のために必要であるのかと考えているところでございます。以上でございます。

○田中委員 もし吉野地域でそういうことをなさるとしたら、十津川村や下北山村や、そういうところからいろいろな話し合いするのにとずっと遠いところまで足を運ばなければいけないわけです。宇陀地域であれば、曾爾村や御杖村だって再編された先のところまで出向いていかなければいけないのです。それが南部振興になると思いますか。

○山本委員長 うわさ話もあれですけど、論点を絞ってずばっと聞いてください。もう結構ですので、ずばっと。

○田中委員 それでは、はっきり言います。そういうような土木事務所なり、農林のいろいろな事務所なり、統合するということについて皆さんはどう思っておられるのか、再度お聞かせいただきたい。私にとってみたら、そういうことは宇陀地域の人たちの死活問題だと思う。そして、なおかつ木材の利用をする計画案づくりだってやっていないでしょ。ちゃんと施策としてやっていますと言えるのだったらいいけれども、そういうことだってできていないではないですか。土木部だって、こういう災害が起きたときに、せめて木を使っていろいろなものを構築しますということだってできるはずです。復旧、復興の素材として、コンクリートばかりではなしに木を使うことだってできるはずです。そういうことだって何も発表されない。だから出先機関を合理化だけで再編して取り上げてしまえということをやるべきではないと思いますので、改めて土木部のお考えをお聞かせください。

○中芝土木部次長（技術担当） 今、委員お述べの土木事務所の再編という話がどの程度進んでいるのかというのを、存じ上げておらないのですが、基本的に危機管理あるいは南部振興ということは、非常に重要な施策で課題だと考えております。

○田中委員 委員長、土木部がわからないと言うのは、これもまたおかしな話です。

○山本委員長 田中委員、よろしいですか。

○田中委員 はい。

○山本委員長 先ほどの木材の話も一応質問でありました。それから先ほどの医療関係の部分も答弁という形であったわけですが、今の田中委員の質問、恐らく所管は総務部の所管になる地域の出先機関の再編という質問だと思います。この過疎・南部地域振興対策特別委員会で明確な答えが恐らく各所管では出せないと、個人的見解は出せるかもわかりませんが、所管に関しての出せない部分がありまして、その部分を田中委員も含めて各委員にその旨を所管の方に私からも伝えますので、説明ないし方向性を示すように申し伝えるということで、田中委員、どうでございましょうか。土木部も建設委員会に入るわけですし、この過疎・南部地域振興対策特別委員会は南部地域振興の部分で、もちろん宇陀市のこともあろうかと思うのですけれども、恐らく明確に答えられる所管ではないと判断をいたしております。

○田中委員 だからこそ南部振興の過疎のテーマとして考えなければならないことだと思うのです。ただ単に総務部の関係で行政の効率化だけでは解決できない問題がありますということを示しているのです。行政効率だけの話で行政がすべて進めるのだったら、こ

の委員会を開く必要が全くない。南部振興監、あなた、存在不要ですよ。違いますか。

○山本委員長 南部振興監、総括に答えてください、今の質問に南部振興監として。

○畑中南部振興監 南部振興を積極的に図っていきたい、これは答弁を含めて当然の話でございます。そのために全力で今、南部振興に取り組んでいるところでございます。今、委員からご指摘ございましたように、出先機関の再編がどうなるのかというに関しましては、先ほど委員長、話ございましたように、再度関係部局等と調整しまして、またご報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○田中委員 南部振興監、一生懸命活躍しておられる姿を拝見しておりますので、期待と信頼をして、ぜひとも南部地域の山間部の過疎地域の方々の心を酌んで、ご活躍、ご活動いただきたいと思っております。木材の利用についても全く同じであります。政治というのは数字だけですべて解決できないと思っておりますから、人の心を左右するのが政治ですから、すさぶような政治はしていただきたくないと思っております。きょうはこれで終わります。

○山本委員長 ほかに。

○秋本委員 おくれて来て、また質問ということで、大変申しわけないと思っております。もう私が来るまでに武末医療政策部長ですか、質問があったのではなからうかと思っております。川口委員からも出資金とか負担金等々について、これの按分はどうなされたのかというようなお話も出たのではなからうかと思っております。また、山下委員からも、1市、また、1村1町でも、これを引くことになれば、県はどういう対応をしていきますかと、こういう状況の中での質問もありました。いろいろと南部医療について、武末医療政策部長とも大分話もさせてきてもらいました。私自身も意見を提案もさせてもらいました。地域の医療は地域で支えていくような状況をつくらなかったら医療はもたないということも言わせていただきましたし、武末医療政策部長もそれはそのとおりだというお返事もいただきました。

ただ、きょう通告をしていませんから答えられる範囲で結構です。そこだけはもう自由にやってくれたら結構です。そういう状況の中で、いろいろと私もトラブル、問題等々は起こってくるであろうという危惧の中で、今、一部事務組合ができるのだったらどうかと、地元の県議会議員ぐらいいは入れてもらったらどうですか、せめて、南部議員連盟というのが川口委員を中心にして、今、大々的に南部に力を入れてもらおうという努力をいただいております。できれば南部議員連盟の会長の川口委員も、そして五條市の秋本も、そして吉野郡の議員2人いるのではないかと。できるものであったら4名の議員、一応我々議

員は県民の負託、地域住民の負託を受けてきているものですから、秋本、あの病院はどこに行ったのかと、今、田中委員の話聞かせてもらって、あちらこちらに施設が動く、合併する、私は田中委員に言いたかった、五條病院も残しておいてと言ってくれと。その気持ちで今、田中委員の話聞かせてもらっておりました。

そういう中で、いろいろなトラブルがある、いろいろなことを聞かれても代弁者としてきちんと地域の住民にはお答えをする、うそでも、つくったつくり事でもない、事実を我々は伝えていかなければならないし、報告する義務があるわけですから、できることであつたら議員を入れてくださいと。物を言うなといったら物を言わないと言ったはずです。検討しますと。前回の委員会でも言いました。別室の箱の中でもお願いしました。検討しますと。

で、まず医療政策部長に聞きたいのです。無理ですとのお断りの電話、いただきました。自分で思いました。えらいな、やっぱり医療政策部長はと。私は心を込めてお願いしたことだと、本当にお願いだから、私は地域の住民の代弁者にお答えしなければいけないことがあるのだと、だから入れてあげると、本当に心を込めて、気持ちを込めてお願いしました。そのとき電話一本いただきました。秋本さん、気持ちはわかるけれど、知事と副知事はもう1名でいくと、そう言っておりますので、気持ちはわかるけれども、ご辛抱いただきたいという電話一本。

秋本、一つも物言わなかったら、役所の方にご迷惑をかけたらいけないと、きついついていたらいけないと思う気持ちがあるので大分遠慮はしています。今の台風12号の件についても皆さんにはご努力をかけています。大分気を遣っています。感謝もしています。しかし、私はえらいと言っているのと違う。これははっきり言うておく。電話一本であしらわれるほど秋本やすいのかと。それだけ安く見ているのなら見ろと。それだったら私も腹をくくると。けんかには勝ち負けがついて回る、敵もできる。射ぬかれた矢は射ぬいて返さなければいけない。人間というのはちょっとしたことがうれしくて、ちょっとしたことに頭にくる感情の動物だ。あなたみたいな立派な人がそんなことがわからない人間ではあるまいし、筋目、折り目、けじめもわからない人間ではなかろうと思って今まで信用してきました。その状況で、電話一本、大変安く扱ってもらってありがたいということの一言の礼と、知事と副知事がそのように言ったのかということ、あなたの返事によつたら、私は行きます。

それだけ1点お答えをしていただきたいということと、なぜ地元の議員がその一部事務

組合に入ったらいけないのか、何が理由で、何でいけないのか、南部の医療に対しての一部事務組合には県議会議員1名と決めました、何の理由で1名と決めたのか。余りにも議員をなめているのところがうのかと思う。

この前も、法隆寺、招待状をもらいました。南部の医療の関係について来てくださいと各市町村長も集まりますと。法隆寺の会館まで行った。知っているな、行っていただろう、私。行かせてもらって、済まないけれど、この話を市町村長の皆さんの前で、だれが反対しているのですかと、我々県が中心になってやる事業、一部事務組合というものができたにしても、先ほど知事を中心にして県に申請するという話、山下委員の質問に答えていました。そういう状況でありながら、私が行きました。行ったら、どういう返事であったのか。秋本さん、きょうは発言してもらうことはできない場所ですと、オブザーバーというか、記者が並ぶ席のところ、市町村の部課長が並ぶところでいてほしいと。なぜ、きょう私は物を言ってもいいのところがうのか、そのために呼んでくれたのと違うのかと、南部のことだけれども、なぜ法隆寺あたりでするのかという不信感があったけれども、私はきょうは市町村長に物を言いたい。なぜあなたたち、私に反対をするのかと、吉野郡などの3議員を入れてくれと言ってもなぜ入れてくれないのかと、その話をきっちりときょう白黒をつけたいと思って来ているのだからと。知事もいるから余計いいではないかと、帰って知事と相談するということがだれも言うことできないから、その場で話の答えは出るではないかと言いました。しかし、きょうだけはやめてくれと。医療政策部長の顔を見ながら、こっちを見たら、ちょっと文句を言って帰ろうかと思ったけれど、あなたも私の顔、見ようともしてくれなかったの、私はもう先に帰った。始まって5分以内に帰ってしまった。きょうはどうしても無理だということ。

愚痴っぽい話をしていますけれど、我々も、あほはあほなりにでも、県議会議員というバッチをもらっています。五條市の地域住民の方からの代弁者として県に送り込んできてもらっているのです。どんなことあっても地域の問題であれば、その地域の中身についてきっちり伝達する義務もあります。その中で、入れてよ、私たちにも中身を聞かせてよと、なぜ我々だけ入れてくれないのかと、なぜ議員がだめなのかと、くどくどと言ったら悪いけれども、物を言うなと言うのなら言わないと、中身だけどういう状態に推移していくかということを目できっちり確認をとって自分で理解して、地域の住民から聞かれたらきっちりとした報告をしていきたいのだと、頼むと言わせてもらいました。言っていないませんか。ありがとう、よく覚えててくれました。覚えたらある程度実行はしてもら

わないと困る。

だから私は、まず、なぜ入れてくれない、その理由。知事と副知事が言った、1人にしてもらえと、だからご辛抱いただきたいと、秋本議員のお気持ちは重々にわかりますと、それを2人は本当に言ってくれたのかと、まずその点を聞かせていただきたい。もし聞いて納得できなかつたら、もう一度言うておきます。市町村長にも確認をとってください。私たちがいくらお願いしても無理なのですかと。もしそれでもだめであったらきょう委員長をお願いしたいと思っています。委員長、ちょっと中に入ってあげてよと、地元の議員が地元の病院の関係について、なぜその会議の場所に入られないのかと。こんな不義理、不合理なことはないではないかと、ほんとうに真剣に今、医療政策部部長、怒っています。ほんとうに、どこまで行くかわかりません。あまり皆さん方にはやんちゃなことは言いたくない。皆さんは皆さんで一生懸命やってくれているのですけれど、しかし、これだけ県議会議員をばかにしたらいけない。追い込まれた県議会議員、どんな猫でもきばをむきますよ、ほんとうにむきますよ。だからはっきり、どういう理由で我々県議会議員が入れないのか、それは知事と副知事が言った言葉ですと、それには間違いはないのかだけちょっとお答えいただけますか。

○武末医療政策部長 まず、委員の考え方について少しご説明申し上げます。

もう既に委員にはお話をしていることでもありますけれども、まず、議員の定数を今、広域組合でございますので、各地方公共団体から1ということにしますと、それだけでも1市3町8村と県で合わせて13名になります。例えば議会のある程度の規模というのを県で調査しましたところ、おおむね15名程度というような数があつて、余り人数が多くなると、なかなか議論が難しいというようなこともございます。

○秋本委員 それは逆やろ。

○武末医療政策部長 いや、例えば五條市議会で市全体の議論をするにしても15名でございますので、一つの、委員、ちょっとまずは聞いていただければと思いますが、議論するのに15名程度が限界なのかなという考え方を持っております。

一方で、川口委員からもございましたように、負担割合が3割のところと、そうではないところという考え方もありますけれども、それぞれの地域がそれぞれの医療に責任を持つという意味で、最低限1つの団体から1名は出してもらわないといけないだろうというもう一つの各団体の責任を病院事業に持ってもらいたいという、ここが均等割というような負担割合の考え方もあるように、それぞれの自治体が、すべての1市3町8村と、もち

ろん県もですが、責任を持って病院を運営していくという意味で皆さんに入っていたきたいと。そうすると、例えば応分割ですね、人口割とか負担割での割合でやると、今度8村の方で例えば……。

○秋本委員 ちょっと医療政策部長、待ってよ。私の言った話は、応分割、これは後から聞くにしても、これは負担の出資金の関係とか、いろいろな問題があつて……。

○山本委員長 秋本委員、もう一度、立って発言してください。医療政策部長、一たん座ってください。

○秋本委員 その分については、これは後から聞くにしても、私の言っているのは、なぜ私たちが、言って悪いけれども、吉野郡の県議会議員2人と五條市の県議会議員、この吉野郡の南部の関係の医療の中で病院の建てかえについては、我々議員がいるわけですから、この議員の中にもう1名だけ、南部議員連盟の会長の川口委員がおられるわけです。せめてこの4人だけでも南部の医療の関係については入れてください、お願いします、我々もその意見をきっちり聞かせてもらった中で、有権者に対して、地域住民に対して責任持ってそれなりの一つのお答えをしていきたいと、問いがあればと。そういう話で入れてくださいという話をお願いしていたはずです。それが、なぜ我々が入れてもらえないのかという一つの話の答えをいただきたい。

その中につけ加えて、知事も、そして副知事も同じ意見でございますので、秋本委員の気持ちは重々わかるけれども、ご辛抱いただきたいと。本当に知事と副知事が言ったのですねということの確認だけなのです。

○山本委員長 武末医療政策部長は簡潔にお答えください。

○武末医療政策部長 まず、地元の県議会議員3人、県から3ということになりますと、簡単に申し上げますと、1市2町が1というわけではなく、増え、議会の総数が20以上に、場合によってはなります。そういう多くの議会というのが難しいのではないかと、ことで、県としては1にしようという話がありました。

2点目としまして、決して地元の議員に入っていないのを目的として数を減らしているわけではないということ、秋本委員をはじめとする地元の議員方を入れないというのを目的として数を減らしているわけではないというのが2点目でございます。

3点目としまして、この方針については医療政策部の単独ではなく、きちんと知事、副知事と話し合いの上でこの方針は決定させていただいております。以上3点でございます。

○秋本委員 そうしたら、今20人以上という数を言っていましたですね。また逆だと思

うのです。人間、生まれ育った環境も違えば、きょう今日生きている人生のしがらみも違うのです。みんな顔が違うのです。顔も違えば、心も違えば、考えも違うのです。そういう考えの方々にたくさん入ってもらって、本当に南部地域の皆さん方がこの医療の体系で、この病院で安心・安全の中で治療を受けられるかということは、数が多ければ悪いのではない、数が多ければいいのと違いますか。あなたの考えとは反対ですね。皆、生まれ育った環境が違うのですから、顔も違えば心も違って当然なのですよ。そんな方々の意見を県は大きな心でそれを集約して、その意見をまとめてどこかで接点を見つけてその方向に進む、それがやるべき一つの道ではなかろうかと思っています。

別に秋本があればだからあなたたち議員の数を減らしたのだ、そんな珍奇なことを考えてはいない。私たちの意見も聞いてよと、私たちにも中身を見せてよと、一部事務組合たるものは何ぞやと。物を言うなというなら言わないと言ったはずですよ。それをなぜ、電話一本でもうれしかったけれど、お断りされたのかなというところが納得できない。私がこれ以上何回言っても、もう委員長も怖い顔しているから、時間も時間です。

もうちょっと待ってよ。市町村長、私、あるところに電話もしました。何であなたたちが入らないのかと、これだけほうそではないです。あなたたち地元の議員が入ってくれなかったら、私たちは県議会議員に物も言われれないではないかと、市議会議員を通じて行かれないではないか、村議会議員を通じて行かれないではないかと、なぜ、おかしいな、この話。

もう1点。あそこに今、最近人が入っていると思いますよ。1名、公共職業安定所を通じて。これも大変な問題です。もうこれ以上のことは言わないでおきますけれども。だからはっきり言って、何で秋本たちを入れないのか、実際言って吉野は面積が多い、2人、吉野以外でも大宇陀も南部。なぜ大宇陀は南部かと言ったらおかしいかわからないけれども、過疎を中心に知事は考えてやっていると思うのですよ。だから大宇陀も南部、そうでしょ南部振興監。

○畑中南部振興監 はい。

○秋本委員 そのようになっているはずですが、はっきり言って。だから南部でも本当の南部でもないところでもあるわけですから、南部議員連盟の会長の川口委員を絶対に入れてくれと、南部全体ですから。大宇陀は本当の南部ではないわけですから、そういう話をきっちりとしておきたい。それで市町村長にもう一度聞いてください。もしだめなら、委員長にお任せしますので、なぜこういう結果になってきたのかということ、委員長、副委

員長で皆さんの意見、箱の中に入ってやって真の意見を聞いてください。絶対に入れてくれないのだったら、とことんまで行きますよ。それだけ覚えておいてよ。秋本、かまれた傷は絶対にかんで返します。私らほんとうに一生懸命人生、あほなりにあほで生きているのだから、それぐらい真剣にもっとみんな考えてくれたらありがたいと思います。

もう一つ、土木部の関係。この前、一般質問のときに時間がないからと言わなかったのです。道路の関係について、皆さんのところをお願いしていますでしょ。その関係について、近々中にどうするこうするという報告を持ってきてください。答弁結構。

それで、漁業組合。農とか山とかはいつも農林で出てくるのですけれども、農林の次に漁があるということも皆さん、わかっておいてほしいと思います。漁も大分台風12号でダメージをくらっています。

(「至急させていただきます」と呼ぶ者あり)

ああ、そうですか、ありがとうございます。よろしく願いしておきます。以上です。
○川口委員 冒頭、返事は要らない、心しておいてくださいと、こう言いましたけれど、あえて話題を引っ張り出してくれたので申し上げなければならない。

物事は、円満、円滑、円満、円滑に進めようよと、こういうことですよ、私、言っているのは。だから担当は地域医療連携課長か、私のところに説明に来てないね。私がきょう話をした内容をもう既に聞いていたのだろうと思うけれど、聞きたくもなかったし、説明もしづらかったのだろうと思うけれど、もうそういう基本的な姿勢がいみじくも先ほどの質問に対する答弁だ。

まずは、幾ら協議が大事でも、初度の委員会でいろいろ決めたとしても、それぞれの自治体には議会があるわけ。議会の承認を得て改めて確認をすると、これが筋でしょうが、改めてね。だから大枠が決まったから、そのままずっと自動的に流れるのだというような認識で物を考えていたのでは大変だ。県議会も構成団体の一員であるとするならば、欠けていますと、こういうことであつたとしても、やぶから棒に物事を進めて円満、円滑になるか。そうでなくても、これは個人の気性までは言いたくないけれども、知事は意外とかあつとなるわけ、一生懸命やっておられる割には異論が出たらかあつとなる。管轄の市町村長、発言をしたら、ばあんと、ある意味では権力者だ。大阪府の大阪市、今度はダブル選挙でお勝ちになりましたけれど、あれほどではないけれども、市町村長というのは県の側から提起のあつたことに対して異論を唱えたり、あるいはまた要望したりしたら、なかなか素直に入るときと、入らないときは、これは大きいわけだ、はね返りが怖いわけだ。

これらを参酌しないといけない、その参酌を。

だから円満、円滑や。今、医療政策部長の話は、わざわざ13という数を設定して、その上に立っているわけだ。そこへ3名や5名ふえたってどうなるの。わずか1,000名足らずの自治体と約4万人ある自治体と1人ずつの代表だと。このことを言わなければいけない、五條市の市長は。五條市の市民の立場で物を言っても、あとの市町村、2町村ぐらいが協力してくれたとしても、小自治体の皆さんが反対と言われたら、全く話になりませんと、こういうことで、問題提起をしてあると、こういうことだ。五條市の人が言っているということです。問題提起はいたしました。しかし、流れはそういうことになったから、まず市町村に持って帰ると、こういうことになっておりますと言っているわけです。県議会もそうであるとするならば、円満にどうしましょうかと、少なくとも議長、副議長に相談があったらと思う。議長、副議長は1名だよと、こういうことであつたとしても、各派連絡会にかけて、これを円満のためにどうするかという話は今の議長、副議長だったらしてくれると思う。それが耳に入ってこないのではないか、耳に。

だから、そういうふうに円満、円滑のために言っているわけだ、円満、円滑に。さきほど冒頭にも言ったように、多数決で物事を進めるような会ではないと思うと、人間関係から見えていないとは思いますが、均等割でなかったとしても五條市は複数、あるいは設置場所の吉野町と大淀町はそれなりの人口があるから、これも複数と、少しの配慮があつたらもっと円満にいくのではないの。議員だってわずか3人だけではないの、私を入れて4人ということであれば、ということで提案していただいたけれども、少なくともこの委員会の山本委員長、あるいはまた厚生委員会の委員長、思惑は厚生委員会の委員長らしいけれども、何がわかるのかと、こういうことだ。地元の議員が一番よくわかるではないかと。いろいろな意味で連携し、協力をしてもらう、あるときは重荷も着せなければいけないのだ、地元の議員に。医療のことで重荷をかぶるのが嫌だというような議員はいないですよ、医療の関係ね。円満、円滑のための展開をどうしてしようとししないの。これで進められるなら進めてごらんよ。議会運営ね、今のところは、秋本、川口2人だけだと思います、今のところはね。抵抗しますよ、協力してくれる議員もふえるでしょう。円満、円滑であるべきこの大事な行政推進にある意味ではけちがつくと。これでいいの。だからよく考えなさい、よく考えなさい。

しつこく聞きたくはないけれど、中川地域医療連携課長、これ、あなたの担当だね。

○川口委員 なぜ私に説明しないのか、逃げているのか、これからどんどんけんかしよう。

あなたの顔を見たら、どなり散らかすわ、これから。

医療政策部長、知事はどう言っている、副知事もどう言っている、そういうことは聞きたくない。少なくともこういう声があるということ、もうちょっと円満、円滑に進めるための手法を提案しているわけです。あなたたち権力者だから好きなようにできるというようなものだけれど、市町村も連携してやらなければ、特に五條市の場合は県立病院が今度組合立の病院ということになれば負担がふえるわけだから、ある意味では県政の後退である、これは。県立病院を市町村立に変えるのでしょ。だけれど、県も負担しますと言っても新たな負担を五條市に強いるわけだから、県政が後退するのだ、これは。いや、充実ですと言ったって、負担は分かち合いましょうって、これも理屈だ、後退ではないか。この3病院連結オーケー、県立でした場合にはもっと新しい別の展開になると思うのですね。これは市町村立、組合立だから、県立に変えますか、全部県立に。もっと円満、円滑に進める方策を組み立てをしてもらいたいと思う。その気があるかどうかだけ聞きたい。

○武末医療政策部長 先ほど山下委員のご質問にお答えましたように、この取り組み自体は県と1市3町8村の全組織の合意が必要ですので、その合意が得られるようにいろいろ議論はしてまいりたいと思います。以上でございます。

○秋本委員 今の言葉はありがとうございます。地元の議員といたら3人しかいないのです。1市3町8村で、それも3人しかいないのですから、これが奈良市の議員を持ってこいとか天理市の議員を持ってこいとかと言っているのではないのです。地元でいる地元の議員を地元の病院建設に伴って意見を出せる場所を与えてあげてくださいと。地域住民に聞かれてもきっちりとしたお答えができる、それが議員の務めであろうと、だから入れてやってくださいと。で、川口委員については、南部議員連盟の会長ですから南部全体を仕切っているわけですから、そして南部のこれからの活力、活性を見出そうとして努力していただいているのですから、全体の立場に立って南部の医療というものをきっちり見届けていただきたい、そういう意味で4人を入れていただきたいということ。決して私が、大和高田市の議員を呼んでこいとか、橿原市の議員を持ってこいとかと言っているのだったら、もうよろしいわ。秋本は五條市、国中議長は大淀町、松尾議員は吉野町、川口委員は御所市です。それほど離れていない。だからそういう関係のある方々も一部事務組合に委員としての席を与えてくださいと、そして我々の意見も聞く耳を持っていただきたいと。

さっきも言いました、大勢いたら意見がまとまりにくいのと違う、大勢いればいるだけいろいろな意見が耳にできるということ。生まれ育った環境も違う、きょう今日生きてき

た人生のしがらみも違う、顔も違う、心も違う、考えが違って当然なのです。そういう方々が一堂に集まって意見交換するのですから、少ない人数の中でやるよりも中身の濃い意見交換ができるのではなからうかと思えます。そして、もし今の話で検討ができなかったら、市町村長にもう一度、こういう意見があるのだけれど、どうかと、もううるさくてかなわないのだと、我々は、言ったらいいが、入れたくないのだけれどもとっていったら、市町村長、それは医療政策部長、入れてみんなの意見を聞こうよという言葉が出ると思えますよ。そのときはそのときで、その言葉は、その意見は率直に受けとめてやってください。いいですか。よろしく、うんではない、口があるではないか、いいですか。だからよろしくお願いします、委員長。

○山本委員長 答弁は。

○秋本委員 答弁はもういいです。

(「イエスカノーか返事は」と呼ぶ者あり)

イエスカノーかの返事。だからそれだけわかってくださいね。

○山本委員長 いや、もうそのことも含めて、各委員の質問要旨、意見がしっかり出たわけですけれども、それに対して医療政策部として早急にこれは対応しなくてははいけませんので、今、個々の部分に関しての分よりも、きょうの意見をしっかりと精査してください。そして早急に答えを対応してください。それでよろしいですか。

○秋本委員 いいです。

○山本委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終わります。

これで終わらせていただくわけですけれども、委員の方々は委員間討論のことで残っていただきたいと思えますので、理事者の方はご退室をお願いいたします。

15:43分 休憩

15:46分 再開

○山本委員長 簡単に進めさせてもらいます。前回に引き続いての委員間討議ですけれども、この風景はインターネットに配信をしておりますので、マイクを使ってお願いいたします。手元に配布しているのが9月20日の委員会での発言と、そして議論の方向というところの最終的な分野に分かれているのですけれども、こういう意見が出たということでございます。そして台風12号の発生から3カ月が過ぎて、そのことが主になっているわけですけれども、まだ今のところ、復旧、復興は完全ではないわけです。このような状況

の中で、過疎・南部地域についての今後の委員会での方向性、議論をしていきたいということでございます。

だからこのまとめた部分のことも結構ですし、要は何かといいますと、過疎・南部地域振興のために、理事者もいない中で皆さん方の忌憚のない、こういう分野でこういうふうな意見でというか、南部振興のためにはこんなことを検討していこうではないかということを取り上げていただければということで、委員間討議ということで忌憚ない意見をお願いいたします。

○川口委員 立たなければいけませんか。

○山本委員長 もういいですね。

(「マイクだけちょっと」と呼ぶ者あり)

マイクだけ。

○川口委員 もう既に我々も現地へ入り、あるいはまたいろいろ問題の提起をしたり、知事はじめ理事者も積極的に災害の状況を把握して、国に対する要望も積極的にやっていたというので、専決処分、そして1次、今回は2次の補正ということで締めて230～240億円ぐらいになろうと思いますが、3次にわたって。だからこれだけでは足りないわけですが、いずれにしても、議論をすることも大事だけれども、委員会として現地視察を一度すると。2回ぐらいに割って、それで1日で回り切れませんから、現地で会議をするとか、ちょっと朝早く出ると、そういうことも大事だと。生の声を、百聞は一見にしかずであるし、生の声を聞くことも大事だと思うのです。

○山本委員長 議会事務局長、どうですか、その辺の意見は。皆さん、どうですか、早速取り上げさせていただいて、もう今、仮設住宅も完成しているということですし。

○川口委員 もうできてきている。年内に一回行けますでしょ。

○山本委員長 はい、年内に一回。そして全部回ろうと思ったら当然今言われたとおり無理ですので、ポイントを2～3カ所というか、方面を割って。

○川口委員 効率的に。

○岡副委員長 年内ぐらい。

○川口委員 年内に一回……。

○山本委員長 議会が14日に終わる……。

○秋本委員 2月になったら雪が降る、1月の終わりごろから降る。

○山本委員長 それだったら、もう議会が終わった明るる日、皆さんゴルフで行かれると

ころだけれど、我々は視察に行ったらどうか。

○岡副委員長 議会が終わった後ぐらいだったら。

○山本委員長 一度調整してください。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それは、もう大いにいい意見ですので、取り上げさせていただきます。

ほかにないですか。

○秋本委員 ここにちょっと書いてもらっている中で、避難所の確保というようなものが入っているのかな、ちょっと読んだけれども、見えないのだけれど。

○山本委員長 どうですか、事務局。

○秋本委員 避難所の確保、まず、ちょっと構へんか。

○山本委員長 トンネルが一番いいとか言っておられたけれど。

(「マイク入れて」と呼ぶ者あり)

○秋本委員 ちょっと私からお願いしたいのは、今までの市町村においても、何か起こりました、地震が起こりました、火災が発生しました、豪雨が来ました、風が来ました、さあ、避難しますとって、わっしょい、わっしょい、ロープを持って、歩いているのか、走っているのかわからないような状態で避難訓練、防災訓練をやっています。これは意味が何もないと思うのです。あんな状態でほんとうに突発的に起こってしまったら、昼と夜とだったら、また変わると思うので。夜だったら視界も狭いから、もっと冷静さを保つことができないと思うし、昼だったら視界があるからいくらか余裕はあるにしても。だからもう県を挙げて、できるだけ各市町村の意見を聞いてやっていただいて、この地域はここに避難しますとていうことの避難場所の決定場所を決めてあげてほしいと、そういうものをつくってあげてほしいと。

○山本委員長 マップみたいな。

○秋本委員 はい、あなた方の地域は、何かあればここですよと、ここに避難するのですよと、そういう一つの場所をきっちりと決定してあげてほしい。それを中心にして、そこに避難をする訓練を年に何回かはやっていくと。それで何か事が起これば、そこに逃げるのだということ肌身に覚えさせるということの避難場所というもの、防災教育を……。

○川口委員 都会と山村との避難場所が。山村の場合、避難している途上がない。

○秋本委員 危ない、もうほんとうに危険な場所ばかりだ。

○山本委員長 避難指定場所というのは一応、ないのか、あるだろうね。

(「ハザードマップ」と呼ぶ者あり)

○秋本委員 そのハザードマップでやっても、そこに一度避難したことも訓練もしたことも、何もないだろ。つくっているだけではないか。絵にかいたもちみたいなもので。

○川口委員 絵も知らんのとちがう。

○秋本委員 絵も知らんわけか。そういうものを一度、県が中心になって考えてやって位置づけしてやってもらえたら、子どものこともありました、いろいろと。毎日山に登るのだという所によって避難訓練しているところの子どもは一切死んでいないのですから。

○田中委員 関東と関西ではもう全然意識が違います。我々はやっぱり少ない。

○山本委員長 災害に対する対応が。

○秋本委員 しかし、山津波があるということが今勉強できたのですから。

○山本委員長 それはもう大変なことで。

○秋本委員 そんなつもりで。危険があるということが、入っていますか。

○吉川議事課課長補佐 9月20日の皆さんのご意見の主なところを上げさせてもらった……。

○秋本委員 いや、今これを見て、ないから言っている。

○川口委員 いや、この資料にかなり入っている。

○秋本委員 ああ、入っているの。それは済みません。

○森村事務局長 この間の、委員おっしゃっているのは、多分、今回の災害の避難計画の中の防災体制の基本方針の見直しの詳細な点に入ってきていると思います。

○山本委員長 要望等の下から5段目かな。

○秋本委員 ほんとうや。それをきっちりと、ほんとうに決めてあげてほしい。

○岡副委員長 また違う意見の話ですけれども、きょうもたまたま議論してしまして、先ほど途中でとまりましたように、理事者の出席の顔ぶれがこれでいいのかどうかということ。といいますのは、南部振興監の位置づけが、まだもうちょっとあやふやなのです、今現在。聞いても答えられないとか。でもこの過疎・南部地域振興対策特別委員会は、当然期間を決めて対策を考えるという、いわば通常の委員会よりもさらに前へ突っ込んだ意味のある特別委員会だと思います。だからつけ足しでも何でもないわけです。大事な委員会なわけですから……。

○川口委員 この前南部振興監の任務、位置づけを聞いたら、部長以上の役割を言われたけれど、実際は部長よりもやや低いから。

○岡副委員長 だからそういう権限と責任がもう一つまだはっきりしていないというか、要するに位置づけが低いように思うのです。であれば、それはそれでいいのですけれども、この場に少なくとも副知事1人ぐらい出てきて、知事に直結する人を置いて議論できるようにした方がより一層議論が深まるのではないかと。きょうなんかの場面、まさに副知事がいたら直接いろいろ聞けます。

○秋本委員 それを要請しようと思っていたのです。そんなパフォーマンスしてもしかたがないと思って。今言ってもそんなことできっこないわ。

○川口委員 これは、言っても議会運営委員会もしくはそのほかの委員会との関連もありますでしょ。

○岡副委員長 そうですね、出席要請の話でね。これは一回、我々も議会運営委員会へ、議長をお願いして、この委員会の存在という意味からにおいても、今の理事者の顔ぶれでは非常にまだ議論がなかなかしにくい雰囲気があるように思います。

○山本委員長 今言った南部振興監は、やっぱり部長よりもちょっと下なのですか。部長級。

○岡副委員長 部長級です。

○川口委員 部長級と言うけれど、低い。例えば危機管理監は上ですよ。

○山本委員長 危機管理監は。

○岡副委員長 同じ監でも違いますか。

○川口委員 監でも違う。同じか、同じレベルか、今度聞かなければいけない。

○田中委員 やっぱり予算執行権はない。

○岡副委員長 今の話、途中であれだけれども、もし皆さん、ご意見に賛成できるのだったら、委員長の方から一回議長にこの件を、結論は、また議会で議長以下、出席を願って。

○川口委員 委員長、副委員長にお任せします。

○秋本委員 お任せします。言うというて。

○山本委員長 ほかに。

○太田委員 先ほど質問もさせていただいたのですけれども、今回の災害で国や県とか市町村の支援では救えないようなケースが幾つかあると思うのです。先ほど、例えばコンニャク工場の例とか、あるいはペンションの例とか出して、そこには結局何も支援が行き届かないために、貸し付けはあるけれども、支援金としてはないというようなこともありましたので、今度視察に行かれるということで、私も大いに賛成ですけれども、これから復

旧・復興していくために教訓として残していかないといけない部分もあると思いますので、今回の災害でいろいろ県の支援もあるけれども、そこに漏れ落ちてないかどうか、そういう点検といいますか、それがちょっと必要だと思いましたので、ぜひそういうこともこの中で議論ができたらいいいというふうに、今後の復興に向けて議論をしたいと思いました。

○岡副委員長 それについて、今ここに資料はないけれども、こないだ分厚い要望書をくれました、折り畳んだもの。あの中をざっと目を通した中に、国に対する要望の中で、被災家屋が2世帯以上云々という基準があるものを、1世帯以上にしてほしいという要望が入っていました。それと関連する話になるのと違いますか、どうでしょう。

○太田委員 それも含めてなのですからけれども、あれは黒滝村の例です。

○岡副委員長 話です。

○太田委員 はい、はい。で、あれは本当に県で動いてもらって救えたのですけれども、そういうところが、まだ行き届かないところもある……。

○岡副委員長 要するに家屋でないという認定されているけれども、実質は家屋的な被害を受けているという分に対する手当の話です。

○太田委員 そうです、はい。

○山本委員長 それと、先ほど言いましたけれど、災害のことでいろいろな意見が出ていますけれども、本来南部振興、過疎・南部地域を振興するためにこの委員会は1年をおおむねにどういう振興の施策があるかというようなことも、各委員の、これだったら南部振興に、先ほどは東部、あんな風になっているけれども、南部地域も東部地域も含めて、こういうことを含めたら南部地域、東部地域の振興につながるのだというような、観光にしろ、経済活性化にしろというのがあればと。

例えば、芦原トンネルを、もう開渠にしまえと、トンネルを取っ払ってしまうというようなことも南部地域にとっては大きな起爆剤になるのではないかとということも個人的に言っているのです。それで、もちろん大淀町の議員さんら、國中議長にも松尾議員にも言っているわけですからけれども、そういうような何か起爆剤になるようなこと、アイデアがあればというようなことも、例えばの例ですからけれども、参考にさせてもらえるようなことがあればいいのではないかと。災害はもちろんもう今基本的な原点ですからけれど。

○岡副委員長 今回の災害は、災害に遭われた方には大変申しわけない話になりますけれども、これをきっかけに南部振興の大きな発想の転換をしたら大きな施策が出るチャンスでもあると思うのです。前に秋本委員が提案されたトンネルの話とか4車線道路の話とか、

まさにこれは今回のことを踏まえて大きく動かせる現実味のある話になってきているわけです。そういう意味では、このピンチをチャンスに生かすという発想で大胆な提案がいいと思います。

○秋本委員 地域高規格道路がものすごく急ピッチで進む。そういうちょっとうれしい、まあ苦しい一面はあったけれども、うれしい、喜ぶ一面がある。

もう一つは、今起こったこの災害、台風12号とかいろいろな災害については、一つの教育資料として何かブックをつくっておいていただけたらありがたいと。それで、いつでも教科書の中で、三つ子の魂百までではないですけども、そういう低学年のところには、こういう災害があって、こういう状態で大変な方々が亡くなられたということ、そしてこれがこういう状況に変わって新しく生まれ変わったのだというところをきっちりと子どもに対しても教える資料として、もちろんそれは確保していただけたらありがたいと、こう思います。

○山本委員長 教本として。

○秋本委員 そうそう、教本、教本。

○浅川委員 今の秋本委員の意見に対しては、大賛成です。やはり災害とか、こういうことを考えた場合、確かにそういったハードの部分も大変必要でしょうし、あるいはソフトの部分。ただ、ソフトの部分にしても、これはとどのつまり非常に重要なことは、結局は教育にあるのかという感じがするのです。例えば防災体制を整えるにしても、防災訓練を重ねるにしても、結局子どもからの教育というのは非常に大事なことだと思うので、子どもの教育のまさしくすばらしい教材になると思うのです。だからそういう方向につなげるということが、この特別委員会ですらそれが可能であれば、そういう成果を残すことができたら大きな成果だと思います。

○山本委員長 ぜひこれも書きとめて、事務局で対応してもらいましょう。

ほかに何かありませんか。

ないようでしたら、今おおむね意見が出ました中で具体的なこととして、視察に行くということと、それから教本というものは大いなる意見でありますし、あとまた、被災地の避難場所のマップみたいなものも具体的につくったらどうかというような意見、また、次回のところを取りまとめ、次回は次回で大きな観点でまた皆さん方の南部振興のためのご意見を練っておいていただきたいと思いますと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

これで終わります。